

2021年3月19日
沖縄電力株式会社

「最終保障供給約款」および「離島供給約款」の届出について

当社は、国の審議会における議論を踏まえ、本日、電気事業法第20条第1項および第21条第1項に基づき、「最終保障供給約款」および「離島供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いましたのでお知らせいたします。

【主な変更内容】

1 需要場所複数引込み・複数需要場所1引込み

需要家の電源や蓄電池等の分散型リソースの普及等により、様々な系統接続ニーズが出現していることを踏まえ、1需要場所複数引込み、複数需要場所1引込みに関する要件が整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

なお、「最終保障供給約款」および「離島供給約款」は、2021年4月1日の実施を予定しています。

以上

(参照 URL)

最終保障供給約款変更届出書（令和3年3月19日）

最終保障供給約款（令和3年4月1日実施）

<https://www.okiden.co.jp/common/electricity-liberalization/guarantee/>

離島供給約款変更届出書（令和3年3月19日）

<https://www.okiden.co.jp/common/clause/document/index.html>

離島供給約款（令和3年4月1日実施）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/remote-island/>